

財政健全化法に基づく健全化判断比率等

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行に伴い、毎年度決算に基づく財政の健全性を示す指標（健全化判断比率および資金不足比率）を監査委員の審査を受けた上で、その意見を付けて議会に報告するとともに、公表することになっております。なお、健全化判断比率等が基準以上となった場合には、健全化計画の策定が義務付けられています。

健全化判断比率は、（１）実質赤字比率、（２）連結実質赤字比率、（３）実質公債費比率、（４）将来負担比率の４つの指標があり、それぞれに早期健全化基準と財政再生基準があります（（４）は財政再生基準なし）。

資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定し、経営健全化基準があります。

小坂町の令和３年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、次のとおりすべて基準以下となり、健全な状態となっています。

１．令和３年度決算に基づく健全化判断比率

指 標		比 率	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	実 質 赤 字 比 率	—	１５．０％	２０．０％
	連 結 実 質 赤 字 比 率	—	２０．０％	３０．０％
	実 質 公 債 費 比 率	１５．３％	２５．０％	３５．０％
	将 来 負 担 比 率	６０．１％	３５０．０％	

※実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は、「—」で表示します。

２．令和３年度決算に基づく資金不足比率

指標	特別会計名	比 率	経営健全化基準
資金不足比率	小 坂 町 水 道 事 業 会 計	—	２０．０％
	小 坂 町 下 水 道 事 業 特 別 会 計	—	

※資金不足額がない場合は、「—」で表示します。

お問い合わせ先

総務課企画財政班

電話 ０１８６－２９－３９０３